

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

表 新政権発足までのタイムライン

<p>(期限：7月13日) 公式の選挙結果は選挙後60日以内に公表される。</p>	<p>憲法第85条 「…選挙管理委員会は事前審査を行い、選挙の結果を迅速に発表しなければならない。その発表は選挙の日から60日以内でなければならない。」</p>
<p>(予定：7月末頃) 正式な結果が発表されてから15日以内に最初の国会が召集され、下院議長、下院副議長を選出し、国王が任命するために提出する</p>	<p>憲法第121条 「総選挙である下院選挙の結果の発表日から15日以内に、国会は、その議員の最初の会合のために招集されるものとする。」</p>
<p>(予定：8月上旬頃) 国会議長が選出された後、新首相を選出するために再度国会が召集される。</p>	<p>憲法第272条 「…第159条第3項の規定による内閣総理大臣の選出は、両院の既存議員総数の2分の1以上の投票によってなされなければならない。」</p>
<p>(予定：8月上旬頃) 新首相が内閣を組閣し、国王に名簿を提出し、任命される。</p>	<p>憲法第158条 「国王は、集団責任の原則に従って国政を遂行する義務を負う閣僚会議を構成する首相および35人以下の他の閣僚を任命する。…」</p>
<p>(予定：8月) 大臣が国王に忠誠を誓い、新政権が発足する。</p>	<p>憲法第161条 「大臣は就任する前に、国王の前で忠誠を誓わなければならない」</p>

(出所) 2017年憲法、各種報道よりジェットロ作成